

経験要件の内容を証する書類(例)

経験要件		添付書類
簡易裁判所判事, 検察官, 裁判所調査官, 裁判所事務官, 法務事務官, 司法研修所の教官, 裁判所職員総合研修所の教官, 法務総合研究所の教官, 衆議院議員, 参議院議員, 衆議院法制局参事, 参議院法制局参事及び内閣法制局参事官の職の経験		官公署の発行する在職期間証明書等
大学の法律学の教授・准教授の職の経験		大学の発行する在職期間証明書等 【留意事項】 必要に応じて, ①大学等の在職中に執筆した研究論文等の写し等, ②「在職した学部, 専攻科又は大学院における申請者の職務内容(担当した授業科目の名称, 内容等)」等の申請書別紙1, 5, 6記載の各欄の記載事項を証する書類等を提出していただくことがあります。
自らの法律に関する専門的知識に基づいて法5条2号に列挙された事務のいずれかを処理する職務の経験	企業法務	職務の提供をした事業者の作成した証明書等 【留意事項】 ①申請書別紙2と同様に, 職務の提供をした事業者ごと, 所属した部署ごとに別の証明書, あるいはその旨を区別して記載した証明書であること。 ②内容は, 職務に従事した期間, そのうち休職等により事務に従事しなかった期間の有無, 申請者が職務を提供した事業者の所在地及び申請者の所属する部署及び地位・肩書等が記載されていること。 ③上記①及び②のような証明書の提出が困難な場合には, (a)申請者の所属部署ごとに分けて, 申請者が取り扱った事務の具体的内容を記載した申請者本人の署名のある申述書, (b)事業者が作成した, 申請者の所属部署と各所属部署の権限(所掌事務)を証明する書類, (c)事業者が現存しない等の事情により書類を提出することができない場合は, 当時の同僚, 取引先等の作成した陳述書等
	公務員	職務の提供をした官公署の作成した証明書等 【留意事項】 ①申請書別紙3と同様に, 職務の提供をした官公署ごと, 所属した部署ごとに別の証明書, あるいはその旨を区別して記載した証明書であること。 ②内容は, 職務に従事した期間, そのうち休職等により事務に従事しなかった期間の有無, 申請者が職務を提供した官公署の所在地及び申請者の所属する部署及び地位・肩書等が記載されていること。 ③上記①及び②のような証明書の提出が事実上困難な場合には, (a)官公署が作成した, 申請者の所属部署・官職とその所掌事務・職務権限を証明する書類, (b)申請者の所属部署・官職ごとに分けて, 例えば「法令の立案」の場合であれば, 申請者が立案事務を取り扱った法令名・法令番号, 立案時期・期間, 立案作業における具体的な担当事務等, 処理した事務を具体的に記載した, 申請者本人の署名のある申述書
いわゆる特任検事の職の経験		法務省の発行する検事在职証明書等

※ 「証する書類」の種類・種別・書式に制約はありませんが, 認定申請書の記載内容を証明するに足りるものでなければなりません。提出された書類のみではその証明に問題があると判断される場合には, 書類の追加や申請書の補正・補充を求められることがあります。